

近隣住民等説明会に係る運用基準等について

「東松山市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」第5第1項に基づく近隣住民等に対する説明会（以下「説明会」という。）の運用基準等は以下のとおりとする。

- 1 適用時期
令和3年2月1日から適用する。
- 2 対象施設
令和3年2月1日以後、ガイドラインに基づく届出をする発電施設
- 3 運用基準
説明会の運用基準は以下のとおりとする。

項目	内容
(1) 対象範囲	発電施設の設置が計画される区域の敷地境界線から水平距離で概ね30m以内に存する土地及び家屋の所有者又は居住者並びに自治会の代表者については、必ず説明を行うこと。 (詳細な対象範囲については市及び自治会の代表者と協議の上、決定することとする。)
(2) 開催要件	原則として、事業者が開催すること。
(3) 開催場所	事業区域近くの近隣住民等が参集しやすい場所を確保すること。
(4) 開催頻度	必ず1回以上開催すること。ただし、近隣住民等から要望があった場合には、それ以上開催すること。
(5) 開催日時	自治会の代表者と協議する等、近隣住民等が参集しやすい日時とすること。
(6) 周知方法	開催日より余裕をもって個別により周知すること。 (概ね2週間前までに周知すること。)
(7) 費用	説明会開催に伴う費用は全て事業者の負担とする。

4 説明事項について

以下の内容については必ず説明及び資料の配布を行うこと。(必要に応じてこれ以外の内容についても説明すること。)

事業内容について

(施設概要)

- ・発電事業者に関する情報(例:住所、氏名(法人の場合団体名)、連絡先)
- ・施工業者に関する情報(例:住所、担当者名、連絡先など)
- ・施設の規模に関する情報(例:〇〇kW、〇〇㎡)

(設置工事計画)

- ・工事に関する図面(例:平面図や立面図など、施設の規模や周辺との位置関係がわかるもの)
- ・工程表(例:工事の開始から終了までの期間、工事内容など)

(維持管理計画)

- ・敷地内の除草に関する情報(例:除草方法、頻度、防草シートの有無など)
- ・災害発生時に関する情報(例:緊急連絡先など)

(認定期間後の施設の方針)

- ・事業終了予定時期(例:20年で事業終了するのか、継続するのかなど)
- ・廃止後の土地利用方針(例:更地に戻すのか、別の用途にするのかなど)

設置に伴う地域への影響とその対応

- ・雨水等による土砂や汚泥の流出、災害(風水害・地震等)の防止対策について
- ・周辺環境や景観との調和への配慮について
- ・騒音、振動、反射光の影響と対応策について(敷地境界からの後退や植栽等の遮蔽物等の措置)

5 その他

(1)近隣住民等が説明会に出席できなかった場合

説明会で用いた資料及び説明会の結果を知らせた上、個別に意見・要望等の確認及び回答を行うこと。

(2)近隣住民等の中に反対者がいる場合又は理解が得られない場合

丁寧に説明を行い、書面を交付するなど誠意をもって対応し、引き続き理解が得られるように努め、要望があれば再度説明会を開催すること。

その際は「東松山市太陽光発電施設計画説明会実施報告書(様式第1号)」を当初の説明会とは別に作成すること。